

平成 2 7 年第 3 回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第3回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成27年3月25日(水)午後1時33分から午後3時48分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

|            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| 1番 木村 和男   | 2番 邊見 勝寿   | 3番 高橋 建一  |
| 4番 三浦 淳子   | 5番 伊藤 恵子   | 6番 鈴木 幸博  |
| 7番 後藤 幸太郎  | 8番 遊佐 恭一   | 9番 伊藤 雄一  |
| 10番 菅原 都   | 11番 佐藤 清   | 12番 久道 雄悦 |
| 13番 柳田 政喜  | 14番 内藤 千鶴子 | 15番 菅原 勝一 |
| 16番 佐々木 裕一 | 17番 鈴木 龍一  | 18番 大崎 幸信 |
| 19番 大友 重善  | 20番 渡邊 雅光  |           |

4 欠席委員(なし)

5 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 使用賃借権の合意解約による通知について
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
- 4 利用権設定の合意解約による通知について
- 5 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて

6 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

7 その他連絡・報告事項

1. 平成27年3月事業報告について
2. 平成27年4月事業予定について
3. その他

8 農業委員会事務局職員

事務局長 笠原 良隆

事務次長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局

それでは、ただいまから平成27年第3回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします

会長

(挨拶内容省略)

事務局

どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となりまして議事を整理させていただきますので、会長よろしくお願いいたします。

議長

それでは、これより第3回美里町農業委員会総会を開きます。

本日の出席委員は20名であります。農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立をしております。

次第の3番、議事録署名委員の選任でございますが、会議規則第15条1項の規定により議長より2名を議長より指名いたします。

17番鈴木龍一委員、18番大崎幸信委員のお二方をお願いいたします。

続きまして、次第の4番、報告事項に入ります。1番、農家相談日について、3月5日に開催された農家相談について担当の委員の方より報告をよろしくお願いいたします。

久道委員

報告事項1について、報告を行った。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番使用貸借権の合意解約による通知について、3番農地法第18条第6項の規定による通知について(貸借権の合意解約)、4番利用権設定の合意解約による通知について、5番農地法第5条第1項の規定による許可申請の取り下げについて、4件一括で事務局より報告をお願いしま

す。

事務局

報告事項 2、3、4、5 について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

以上、報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいたします。ございませんか。

大友職務代理

5 番目の「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取り下げについて」ですが、2 月総会において我々委員が総会の場で承認したわけですが、それが、太陽光ソーラーシステムから駐車場へ変更するという事で、内容が変わったから許可申請の取り下げが出来る、今まであまり聞いたことないので、内容が変わったからといって安易に取り下げに応じていいものなのか、その辺について説明をお願いします。

事務局

ただいま説明したとおり、先月の総会で、農業委員会の総会で承認になった案件にございますが、総会后、申請人の さんから太陽光ソーラーシステムの設置から駐車場に変更したいという申し出がございました。その理由といたしまして、当初、この農地ですが、先月の総会でも農地法 3 条申請と農地法第 5 条申請の 2 つの申請があり分筆はしておらず、分耕ということで申請されており、農地法 3 条申請につきましてはそのまま畑として使用します。そして農地法第 5 条申請につきましては、当初、太陽光ソーラーシステムの設置でしたが、申請人の さんは に勤めている方でして、

の敷地では駐車場が足りず、せいぜい三、四台ぐらいしか駐車出来ないという狭さでございます。また、従業員の駐車場も足りないという事情もございまして、 の経営者に駐車場を提供し、駐車場不足を解消したいという考えに変わりました。そのような申し出がございまして、宮城県に転用書類の進達する前でしたので、今総会ではこのような申し出があったという報告をいたしました。もしこれが宮城県に進達してしまった後だったら、それなりの手続きをしなくてはならないのですが、進達直前だったので宮城県には進達はしませんでした。取り下げの受付をいたしました。そのような経過でございます。

大友職務代理

進達する前に申請人から変更したいという申し出があったので、受け付けしたということですね。

事務局                    そう、宮城県に進達する直前だったので、取り下げの受け付けはしました。それでも、今月総会に駐車場としての申請の受け付けが間に合えばと思ったのですが、書類関係が締切日まで間に合わないということになりました。この件については早ければ来月総会で駐車場として再度申請したいと言っていましたが、間に合いませんでした。そのような経過がありましたが、委員皆さんには報告という形をとらせていただきました。

大友職務代理            ということは、今度は駐車場として申請するわけですね。

事務局                    そうです。

大友職務代理            そここのところを聞きたかったのです。

事務局                    今回は取り下げをして、次の総会では別な案件になります。

議長                     そのほかございますか。3番高橋議員。

高橋委員                事前にそういう話がなかったのですか。これを申請してからすぐに取り下げ、そんなに簡単に取り下げされるということは、農業委員会が軽く見られているということではありませんか。駐車場がないことは私も知っていますが、取り下げしたいからといって、簡単に受け付けしていいものなのですか。こっちも許可を出したのだから、太陽光ソーラーシステムを推進するよう言うべきではなかったのではありませんか。許可を受けてから、実は駐車場が欲しかったんだということで簡単に変えられるのは困る訳です。私たち農業委員会は、そんなに簡単に許可したり、取り下げされたり、困る訳ですよ、本音を言えば。だから、事前にこういうような話はなかったのですか、申請人から駐車場という話しが。

議長                     ちょっと休憩します。（1時48分）

再開をいたします。（1時53分）

ただいまの高橋委員の質問については、今後このような簡単に取り下げる

ようなことのないように、十分注意して、申請者には十分注意したということ  
でございますので、今後こういう案件がないように注意していきたいと思  
います。

そのほか、報告事項でございますが。

(なしとの声あり)

議長

なしということございましたので、5番の議事に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

続きまして、5番、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、事務局  
より説明願います。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、農地法第3条第2項各号の照らし合わせにつきましては、お手元に  
ございます農地法第3条調書により、全ての農地で該当しませんが、なおか  
つお目通しのほどよろしく願います。

以上、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についての  
説明を終わります。

議長

第1号議案については、本来なら保全委員会での現地確認ということなん  
ですが、対象議案がないということで、保全委員会では現地調査には行きま  
せませんでした。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可につい  
て審議に入ります。

ご意見、ご質問ございませんか。14番内藤委員。

内藤委員

議案番号16の経営状況が記載されていないのですが、なぜですか。

議長

経営状況ですね。事務局、回答願います。

事務局

はい、経営状況ですが入力漏れでした。この方の農地が美里町にしかございませんので、この内訳の内容がこのまま経営状況の数字となります。全て田、自作地のところに164アール、大変申しわけございませんが、記入方お願いします。その他については調べた上で報告したいと思っておりますが、休憩をお願いします。

議長

休憩いたします。（1時59分）

再開いたします。（2時02分）

内藤委員の質問に事務局より回答いただきます。

事務局

家族数につきましては、5名でございます。そのうち労働力は2名となっております。以上でございます。

議長

自作地164アールということでもいいですね。内藤委員よろしいですか。

内藤委員

はい。

議長

そのほかご意見ございませんか。

（なしとの声あり）

議長

なしということでございますので、第1号議案について採決に入ります。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長

ありがとうございます。全員賛成でございます。原案のとおり許可といたします。

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

それでは、第2号議案について事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

審議に入りますが、議案番号87番から144番のうち、議案番号90番、議案番号114番から131番までの18議案、合わせて19議案を除いた39議案についてについて審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

なしということですので、採決に入ります。

議案番号87番から144番のうち、議案番号90番、そして議案番号114番から131番までの18議案を除いた39議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認めます。

続きまして、議案番号90番について審議をいたしますが、会議規則13条により5番伊藤恵子委員の退席を求めます。

休憩をいたします。(2:38)

議長

再開をいたします。(2:38)

それでは、議案番号90番について審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)



議長

なしということでございますので、採決に入ります。  
議案番号90番について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認めます。  
休憩します。(2:39)

議長

再開をいたします。(2:39)  
続きまして、議案番号114番から131番までの18議案を審議いたします。会議規則13条により9番伊藤雄一委員の退席を求めます。  
休憩をいたします。(2:40)

議長

再開をいたします。(2:40)  
議案番号114番から131番までの18議案のうち、議案番号129番を除いた17議案について審議いたします。ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということでございますので、採決をいたします。  
議案番号114番から131番までの18議案のうち議案番号129番を除いた17議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認めます。  
続きまして、議案番号129番を審議いたしますが、会議規則13条により17番鈴木龍一委員の退席を求めます。  
休憩します。(2:41)

議長

再開をいたします。(2:41)  
議案番号129番を審議いたします。ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということでございますので、採決に入ります。  
議案番号129番、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成と認めます。  
休憩をいたします。(2:42)

議長

再開をいたします。(2:42)  
以上で、第2号議案58議案全て原案のどおり賛成でございますので、許可とし、当局に報告いたします。  
休憩をいたします。時計で50分まで休憩をいたします。(2:43)

議長

再開をいたします(2:50)  
5番、議事の第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について事務局より説明を求めます。

事務局

第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

続きまして、第3号議案について、保全委員会で現地確認調査を実施しております。保全委員会委員長より報告をいただきます。

保全委員長

保全委員会は今月から鈴木龍一委員と木村和男委員、そして委員長である私、大崎が担当することになりましたが、鈴木龍一委員が所用により欠席したため、3月13日金曜日に、渡邊会長、大友職務代理、笠原事務局長、菊地次長の6名で現地確認調査を行いました。3号議案の番号8についてですけれども、現地は二郷地区の誘致工場区域に近い農地でございます。転用目的は駐車場及び資材置き場の設置であり、農地の状態は良好で、隣接地との境界もはっきりしています。農地区分については第3種農地であり、特に問題はありませんでした。

番号9についてですが、場所が番号8に近く、50メートル程離れていますが、転用目的は駐車場の設置であり、農地の状態は保全管理農地で、隣接地との境界もはっきりしております。農地区分については第3種農地であり、

特に問題は見あたらず許可相当とみてきました。以上、保全委員会としての報告を終わります。

議長

ありがとうございます。

それでは、3号議案について、審議に入ります。ご意見ございませんか。  
6番鈴木委員。

鈴木委員

この件に関しまして、8番、9番関連なんですけれども、実はこのほうから相談を受けまして、ここを買いたいと。ただそのときに問題になってくるのは、水路があるんですね。一応ここ1箇所、この別紙では1筆になっていますが、図面上4分の1ぐらいのところに水路あります。U字溝ではないのですが、ただそれが、多分そこ去年までずっと田んぼつくってるんですが、それは排水用だけなのか、それとも改良区に相談して、その辺生かさなければいけないものか相談したほうがいいよと言ったんですが、その辺は土地改良区との話し合いがうまくいったのかどうかということです。

あと、工事の関係ですが、4月許可日から、9月30日まで、水稻の田植えから稲刈りまでの期間ですが、実はこの道路向かいに田んぼがあるのですが、耕作者が通年通っているのですが、それが結構な交通量があり、田植えから稲刈りまでとなると、田植え、草刈り、水回りいろいろ、その辺ありますので、この例えば40アール、8番の議案の40アールは、まだ埋め立てられておりませんので、約1メートル近く盛らないと、道路と同じぐらいの高さにならないのではないかなという感じがするんです。それで、その同意をするときに、大型のダンプなり何なりの交通量がかなり増えるんじゃないかなということで、その辺会社のほうではどうお考えなのかということまではわからないでしょうかという2点。水路の関係と、その工事の期間の安全性なり何なりの面についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長

今、6番鈴木委員からは、水路の関係、いわゆる土地改良区の意見書が出ているのかどうかということ、それからもう1つは、田植えから稲刈りまで交通量がかなり有ることなので、その辺の事情の聞き取りはされたのかということですが、事務局、回答をお願いします。

事務局

それでは、6番委員さんのご質問にお答えします。

まず、1点目の水路の関係でございますが、恐らくの

の間に水路があるということの質問かと思えます。

まず、これにつきましては、これ申請書の添付書類ございますが、土地改良区のほうからは意見書が出されております。内容を見ますと、特段転用しても差し支えないというような回答があります。その関係で、と

の間の水路は埋設、埋めても構わないという内容ですので、その辺は心配ないと思えます。ただ、その水路に関しましては、道路沿いにも水路あります。土水路ですが、そこにつきましては土地改良区としては用水路ですので、用水路という部分につきましては埋めても問題はないと思われるのですが、一方では公図上、ここは青地の水路ということになります。それにつきましては、その管理者であります町の防災管財課と現在協議中でございます。見込みとしては土水路の箇所にコンクリート水路を埋設する方向で今調整だというふうに聞いております。

あと、もう1つ工事の期間が田植えから稲刈りまでの間、即ち農作業と重複するという件でございますが、当然ながら田植えの時期と稲刈りの時期は工事は避けるものと推定されます。というのは、田植えもせいぜい5月中旬、あるいは5月の下旬ころまでだと思えます。それを過ぎてしまえばあとは農作業には支障がないと思えますし、あと工期につきましては9月30日までですが、天候等のこともあって長めにとっているというふうに聞いております。工事はなるべく早く終わらせたい、しかし不測の事態も考えられるので大事をとって9月30日まで工期としてとったというふうに聞いております。申請者である のお話を聞く限りでは、農作業には支障がないというふうに判断いたしまして、受付をいたしました。以上でございます。

議長

6番鈴木委員。

鈴木委員

この添付図面には進入口と書いてありますが、これについては工事だけの進入口でなく、従業員の出入り口も合わさったような進入口、例えば鉄骨なんかを運んできた、大型車輛もここから入っていく。一応進入口って書いてありますよね。こっちの県道石巻・鹿島台・大衡線側からの への進入路はあるのですが、こっちからばかり入るわけじゃない。多分、これ全部の土地になるはずですが、しかし一方では周辺の農地へ行く耕作者も、結構ここを通るので、工事車両のみならず、工事完了後も農家とのトラブルがないように工事なり何なりを進めていただきたいと、ひとつ申し添えておきたいと思えますので、よろしく願います。

議長 事務局、回答をお願いします。

事務局 早ければ4月には宮城県から許可が出るかと思imasので、あと許可を渡す際に、一応行政として、農業委員会の事務局として、耕作者に迷惑かからないようにするようというこゝで、一応事務指導はしたいと考えておりますので、その辺は心配ないと思imas。

議長 鈴木委員よろしいですか。

鈴木委員 はい。

議長 ここで一旦休憩します。(3:05)

議長 それでは、再開いたします。(3:08)  
第3号議案についてそのほかご意見等ございませぬか。

(なしとの声あり)

議長 なしということによろしいですか。(はいとの声あり)  
それでは、第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、採決に入つてよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長 それでは、第3号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、進達相当ということゝで、宮城県知事に意見を付して通達をいたします。  
これで、全ての議事を終了いたします。(3:11)

## 議 事 録 署 名

上記、第3回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成27年3月25日

会 長

署名委員 17番

署名委員 18番